令和３年度

地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成に取り組む活動団体の公募について

（公募要領）

令和３年３月30日

環境省大臣官房環境計画課地域循環共生圏推進室

環境省では、地域への再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入の主体となる事業体の運営に必要な専門人材の育成や、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートし、地域再エネ事業の持続性向上のための人材育成に取り組む団体（以下「活動団体」という。）を、以下の要領で公募します。事業概要や応募方法、その他留意していただきたい点は、本公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、本公募は、環境省が後日に入札により決定する「令和３年度再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成委託業務（以下「人材育成委託業務」という。）」の受託者と委託契約を結んだ上で、事業を実施していただきますので、御留意ください。

**１．公募目的**

我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すため、再エネの最大限の導入が必要不可欠です。

そのためには、地域の主体が主導し、官民連携で地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時貢献する事業（以下「地域再エネ事業」という。）の推進が重要です。

こうした地域再エネ事業を実施していくためには、地域の再エネポテンシャルを把握し、地域特性に応じた再エネ設備を適切に導入・管理していくための知識やノウハウだけでなく、再エネ資源を活用した地域の課題解決に資する事業運用に係る経営知識、地域の多様なステークホルダーとの利害調整を積極的に行えるなど、多様な分野の知識やノウハウのある地域中核人材を育成することが必要です。

本公募では、地域再エネ事業を実施していくために必要となる地域中核人材の育成に取り組む団体を公募し、別途行う人材育成委託業務の実施を通じて、実際に地域中核人材の育成、他地域とのネットワーク構築や相互学習等を行っていただくことで、持続可能でレジリエントな地域社会の構築に資することを目的とします。

**２．事業スキーム**

公募により選定された団体は人材育成委託業務の受託者と本公募の取組に関して再委託契約を締結することとします。

環境省と受託者の契約の内容は以下に掲げる事項を想定しています。

一　活動団体の業務の進捗状況の把握、事務手続きのサポート

二　活動団体同士の情報共有の仲介及び成果発表会の開催

三　活動経費の確認及び支払

公募・選定

**活動団体**

**（本公募）**

環境省

再委託契約

人材育成委託業務受託者

（後日入札）

委託契約

**３．公募対象者**

本公募の対象者は、次の各号に掲げる者とします。

一　地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）

二　国立大学法人、公立大学法人、学校法人

三　一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

四　事業毎の特別法に基づき設立された共同組合等

五　民間企業

六　特定非営利活動法人

※なお、本公募と後日に入札を行う人材育成委託業務の両方への応募は認められません。

※活動団体は、事業の一部を人材育成委託業務の受託者へ委託することは認められません。

**４. 公募する取組の対象**

本公募は、地域再エネ事業を実施していくための地域の中核人材の育成を目的として、幅広い分野における取組内容を対象とします。

（１）対象事業

具体的には、以下に掲げる人材の育成に係る取組を想定しています。

一　地域の再エネ特性やエネルギー需要を踏まえ、地域再エネを活用した発電事業や電力小売事業、熱供給事業を地域が主体的に実施していくために、地域のステークホルダーの理解を得ながら事業構想をつくり、地域再エネ事業全体をコーディネートしていくことができる人材

二　再エネの地産地消や地域レジリエンスの向上などを踏まえて、今後、地域再エネ事業を実施していく際に求められるITや新技術（AI、IoT）に関する専門的知識を有する人材

三　地方創生、SDGs、地域循環共生圏創造の観点から地域全体の将来ビジョンを描くことができ、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組のリーダー的存在となる地域の中核人材

（２）活動費

１団体あたり1,000万円を目安とします(上限2,000万円)。

活動費は、人材育成委託業務の受託者が精査して「（３）活動費として計上可能な経費」と認められたものに対して支払われます。

（３）活動費として計上可能な経費

人材育成に係る活動に直接必要な以下の経費を計上可能とし、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

＜計上可能な経費＞

活動に直接必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当、社会保険料、諸謝金、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費）

支出目的が事業の目的に合致しないと判断される場合、支出対象とならない場合があります。疑義がある場合は、受託者に適宜確認してください。

＜計上できない経費＞

一　事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費

二　事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費

三　事業に係る特許出願料や法令手続き等の登録免許に要する登録料や手数料等

四　事業に直接的に関係ない備品の購入に要する経費

５万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象とならない。

五　その他、事業の実施に関連性のない経費等

（４）実施期間

人材育成委託業務の受託者と再委託契約にて指定された期間とし、令和３年６月下旬頃～令和４年２月２８日（月）とします。

**５．審査**

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、活動団体を選定します。審査方法等の詳細は以下のとおりです（審査は非公開）。なお、応募から審査までの間に、必要に応じて環境省がヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

（１）審査方法

審査方法は、応募書類の書面審査とし、必要に応じてweb会議システムを用いたヒアリングによる審査も実施します。

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか事前審査したうえで、外部有識者で構成される審査委員会において厳正に審査します。

（２）選定における審査項目

審査委員会では以下の観点を総合的に評価し、活動団体を選定します。

＜審査観点＞

・実施する人材育成の狙いや対象が明確であるか。

・地域に再エネ事業を持続的に展開していく上で地域人材に求められる知識・ノウハウの設定が妥当であるか。

・人材育成を受けた人材が、地域で再エネ事業を実施していくことで地域にもたらされる効果（例えば、再エネ設備の導入が促進される、地域再エネ事業をとおして地域課題が解決される等）に関する説明が論理的であるか。

・人材育成の内容が一過性のものとならない工夫が図られているか。

・人材育成の取組が他地域への展開も見込まれる内容となっているか。

・取組スケジュールが適正なものであるか。

・これまでに人材育成に係る取組の実績があるか。

・人材育成の実施体制が適切であるか。実施内容に見合った専門的の知識やノウハウを有しているか。

（３）活動団体の決定

活動団体の採否の決定は、審査委員会による審査を基に行います。審査結果によっては、選定された活動団体の取組内容の一部変更を求める場合があります。

なお、応募する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用を除いてください。

**６．応募方法等**

（１）応募方法

公募期間内に、応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を郵送又は持参してください。電子メールによる提出も可能です。

（２）公募期間

令和３年３月31日（水）から令和３年４月30日（金）必着

（３）応募に必要な書類

・応募申請書【様式１】

活動団体の概要が分かる説明資料を添付してください。なお、申請書への押印は不要ですが、文書の真正性を確保するため、申請書作成・提出に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記してください。

・事業実施計画書【様式２】

様式に従い、事業実施計画について記載してください。

（４）提出方法等

○書面による提出

①提出方法 書留郵便等の配達の記録が残るものに限ります。（提出期限必着）。

宛名面には「令和３年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成に取り組む活動団体　応募書類」と明記してください。  
※来訪による提出の場合は、事前に「（５）応募に関する質問の受付及び回答」に示す受付先に連絡したうえで、②提出場所に17:00までに提出してください（時間厳守）

②提出場所 環境省大臣官房環境計画課地域循環共生圏推進室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎５号館 25 階

③部数 正本１部、副本（コピー）２部

上記電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）１部

○電子メールによる提出

①提出方法 電子ファイルを添付し、[SOKAN-CHIIKI@env.go.jp](mailto:SOKAN-CHIIKI@env.go.jp)まで電子メールで送信してください（※）。  
電子メールの件名は「【応募書類】令和３年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成に取り組む活動団体」と明記してください。  
提出後、電話にて「（５）応募に関する質問の受付及び回答」に示す受付先に必ず連絡してください。

※電子メール１通のデータ上限は７ＭＢ（必要に応じ分割すること）。

＜留意事項＞

提出方法や理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に届かなかった場合は、審査の対象となりません。

（５）応募に関する質問の受付及び回答

①　受付先

東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎５号館 25 階

環境省大臣官房環境計画課地域循環共生圏推進室

E-Mail：[SOKAN-CHIIKI@env.go.jp](mailto:SOKAN-CHIIKI@env.go.jp)

電話：03-5521-8233

②　受付方法

電子メールの件名は、「【応募に関する質問】令和３年度地域再エネ事業の持続性向上のための地域中核人材育成に取り組む活動団体」としてください。

メールには質問内容と合わせて、質問者の所属（部署）、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

③　受付期間

令和３年４月20日（火）まで

④　回答

令和３年４月22日（木）17時までに、電子メールにより回答します。

（６）応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略を以下に示します。

公募締切　令和３年４月30日（金）

　　　　　　　 ↓

応募書類の審査

　　　　　　　 ↓

有識者会議

　　　　　　　 ↓

活動団体の選定

　　　　　　　 ↓

選定結果公表　令和３年５月下旬（予定）

**７．応募にあたっての留意事項**

（１）取組の開始

活動団体は、人材育成委託業務の受託者と再委託契約を締結後に事業開始となります。そのため、再委託契約の締約前に実施した事業については支払い対象となりません。

（２）成果報告書の提出と活動経費の支払い

活動団体は、活動期間の終了日までに人材育成委託業務の受託者に対して、人材育成の取組内容やその成果を記した成果報告書及び活動に要した経費の内訳や根拠書類を提出すること。活動経費は、成果報告書及び経費内訳を確認後、人材育成委託業務の受託者から支払われる。

詳細については、受託者との間で調整すること。

（３）応募書類の取扱

提出された応募書類は応募者に返却されないため、写し等を保持すること。

なお、応募書類については、守秘義務に係る契約の下、環境省から人材育成委託業務の受託者に提供することとなる。